

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の概要

### 1 改正の理由

令和5年4月1日付けで「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行され、佐賀県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針が一部改正されたため。

### 2 改正の内容

- (1) 「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の新設
- (2) 「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項（集約化目標）」の追加
- (3) 「地域計画推進事業」の新設
- (4) 「利用権設定等促進事業」については地域計画が策定するまで、もしくは法改正後の2年間（令和7年3月31日）の経過措置までの適用の記載

### 3 施行日

令和5年9月12日